



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2025年
No.2
事例2

疑義照会・処方医への情報提供

病態禁忌



事例

【事例の詳細】

排尿障害で医療機関を受診した患者に、ザルティア錠5mgが初めて処方された。薬剤師がお薬手帳を確認したところ、患者はバイアスピリン錠100mgを服用中であった。患者に既往歴を確認したところ、2ヶ月前に脳梗塞を発症していたことがわかった。ザルティア錠の添付文書の禁忌の欄には、「脳梗塞・脳出血の既往歴が最近6ヵ月以内にある患者」と記載があるため、処方医に疑義照会した結果、セルニルトン錠に変更となった。

【推定される要因】

処方医による確認が不十分であった。

【薬局での取り組み】

薬剤師は日頃から、薬剤の禁忌などに関する注意事項について知識を深めておく。患者から既往歴とその発症時期、併用薬などの情報を聴取する。



その他の情報

ザルティア錠2.5mg/5mgの添付文書 2024年11月改訂(第4版)(一部抜粋)

1. 警告

1.2 死亡例を含む心筋梗塞等の重篤な心血管系等の有害事象が報告されているので、本剤投与の前に、心血管系障害の有無等を十分確認すること。

2. 禁忌(次の患者には投与しないこと)

2.4 次に掲げる心血管系障害を有する患者

2.4.4 心筋梗塞の既往歴が最近3ヵ月以内にある患者

2.4.5 脳梗塞・脳出血の既往歴が最近6ヵ月以内にある患者

8. 重要な基本的注意

8.1 他のホスホジエステラーゼ(PDE)5阻害剤と同様に、本剤は血管拡張作用を有するため一過性の軽度の血圧低下があらわれる場合がある。本剤投与の前に、心血管系障害の有無等を十分確認すること。



事例のポイント

- 本事例は、患者がバイアスピリン錠100mgを服用していることをお薬手帳から把握した薬剤師が、脳梗塞の既往があることを聴取し、さらに発症時期まで詳細に確認したことにより病態禁忌に気付いた事例である。
- 患者にザルティア錠が処方された際、併用薬に抗凝固薬や抗血小板薬があれば、心筋梗塞や脳梗塞・脳出血の既往があるか確認し、併せて発症時期も聴取する必要がある。
- 処方された薬剤の病態禁忌に患者が該当するか否かを検討するには、薬剤師は患者の既往歴や現病歴、検査値などを把握しておくことが重要である。そのために、情報を収集する手順などを決めて薬局内に周知し、漏れなく確認する必要がある。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcr.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。